

平成23年度第1回 岡山市総務・市民政策審議会会議要録

- 1 日 時 平成23年11月15日(火) 午後5時30分～7時37分
- 2 場 所 岡山市役所本庁舎3階 第3会議室
- 3 出席委員 井上会長、古南副会長、大森委員、高多委員、深井委員、藤井委員、宗高委員、妻鹿委員
- 4 出席職員 片山総務局長、田淵市民局長、中田統括審議監、山神市民局次長、安田文化振興課長、赤島行政執行適正化推進課長、中野総務企画課長ほか
- 5 議 題 (1) 岡山市の文化芸術振興に関する基本方針(素案)について
(2) 岡山市暴力団排除に関する条例(素案)について
- 6 配付資料 [略]
- 7 会議要録
(1) 岡山市の文化芸術振興に関する基本方針(素案)について
(主な意見)
 - ・都市の文化的魅力には都市景観が欠かせないが、ビジョンに都市計画部門が入っていない。
 - ・区づくり推進事業や、民間を含めた支援などに言及しているが、点になっていて、全体像が見えてこない。
 - ・岡山は人材豊富だが、若い人が活躍できるよう、ビジョンでもっと踏み込んでもらいたい。
 - ・現状はよく把握している。それを発展、振興させるという内容だが、ビジョンなのだから、テーマ性を持って夢を語ってほしい。
 - ・町並み保存の観点で、壊していくもの、壊してはいけないものが市民にも判断できるような情報がほしい。市民も行政も勉強して、本物の町並みをつくるべき。
 - ・「うらじや」は年々、子どもから高齢者まで盛り上がっている。「はぐくむ」の項で、「うらじや」のように市民から盛り上がってきたものに、ふれてはどうか。
 - ・市内には県や民間の施設も豊富なので、連携して情報発信をしてほしい。
 - ・シンフォニー、市民会館等の大ホールは、かなり集客力がある団体しか使えない。小さ

い団体が合同で大舞台に立てるような機会があるとよい。

- ・小規模な施設、あまり知られていない施設の情報発信をお願いしたい。

(2) 岡山市暴力団排除に関する条例(素案)について

(主な意見等)

- ・威力利用等禁止条例（仮称）において、なぜ暴力団排除強化地域に限定して罰則規定を設ける必要があるのか。

→本市内の対象接客業の約7割が暴力団排除強化地域にあり、同店舗の一部にはみかじめ料を支払っているなどの情報も寄せられていることから、この地域に罰則規定を設けることとしている。

- ・特定の地域に限って、独自の罰則を設けることは基本的に賛成である。

- ・威力利用等禁止条例（仮称）において、量刑が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっているが、この刑が重いか軽いか何か基準をもっているのか。

→本市が制定しようとする条例と同種の規定を定めている他都市（京都府、愛知県、新潟県、熊本県、松山市）を参考にしている。

- ・威力利用等禁止条例（仮称）において、暴力団排除強化地域で財産上の利益を得た暴力団員を処罰する規定はあるが、要求した場合の処罰規定はないのか。

→本条例においては要求した場合の処罰規定はないが、暴対法での禁止行為に該当するため行政処分である中止命令の対象となる。

- ・威力利用等禁止条例（仮称）の禁止行為については同じようなことをしても、暴力団員でない人に対しては罰則規定は適用とならないのか。

→暴力団員でない人に対しては適用とならない。

- ・威力利用等禁止条例（仮称）において、利益供与を受けた暴力団の事務所が暴力団排除強化地域になくても、特定接客業者が暴力団排除強化地域にあれば罰則規定の適用があると考えてよろしいか。

→暴力団事務所の所在に関係なく、特定接客業者が暴力団排除強化地域にあれば罰則規定の適用がある。

- ・我々市民は安心で安全な市民生活を送れればいいので、これで進めていただければと思う。